

(別記 26)

## ばれいしょ生産拡大体制整備事業

### 第1 事業の内容

本事業は、次に掲げる種ばれいしょ産地の形成、ばれいしょの需要に応じた生産体系の構築及び近年の高温によるばれいしょの品質低下への対策に必要な経費を補助するものとする。

#### 1 種ばれいしょ保管施設等の整備

別記 6 の取組を行う事業実施主体又は別記 6 の取組で運営される協議体の構成員が、種ばれいしょ産地を形成するために必要な保管施設等の整備・改修。

#### 2 ばれいしょ保管施設等の整備

別記 5 の取組を行う事業実施主体又は別記 5 の取組で運営される協議体の構成員が、ばれいしょの需要に応じた生産体制を構築するために必要なばれいしょ保管施設等の整備・改修。

#### 3 小規模土地基盤整備

別記 5 の取組を行う事業実施主体又は別記 5 の取組で運営される協議体の構成員が、ばれいしょの需要に応じた生産体制を構築するために必要な基盤整備。

#### 4 高温対策施設の整備

高温による種ばれいしょ及びばれいしょの品質低下への対策に資する施設の整備・改修。

### 第2 事業実施主体

#### 1 本事業における事業実施主体は、以下に掲げる者とする。

(1) 都道府県

(2) 市町村

(3) 農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体等であって、以下に掲げる者をいう。）

ア 農業協同組合

イ 農業協同組合連合会

ウ 農事組合法人

エ 農事組合法人以外の農地所有適格法人

オ 特定農業法人及び特定農業団体

カ その他農業者の組織する団体

(4) 地域農業再生協議会であって、施設整備を行う者が、地域農業再生協議会の構成員のうち法人格を有する者とされていること。

(5) 民間事業者

(6) 公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人又は一般財団法人であって種ばれいしょの生産を行うもの

- (7) 農業者、実需者等で構成するコンソーシアムであって、以下のアからエまでに定める基準を満たすもの
- ア 農業者又は農業者の組織する団体及び実需者を必須の構成員とすること。
- イ 施設整備等を行う者が、コンソーシアムの構成員のうち法人格を有する者とされていること。
- ウ 事業に係る事務手続が適正かつ効率的に行われるよう、コンソーシアム規約が定められていること。
- エ ウのコンソーシアム規約において、複数の者の関与のもとで事務手續が実施されるべきこと等の不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。
- 2 事業実施主体は実施要領第3に定めるもののほか次に定める基準を満たすものとする。
- 受益農業従事者が5名以上であること。
- 3 実施要領第5の1の(4)において定めるチェックシートについては、1の(3)は別記様式第10号-1(農業経営体向け)、その他の場合は別記様式第10号-4(民間事業者・自治体等向け)を用いるものとする。

### 第3 対象となる作物の範囲、成果目標等

#### 1 対象となる作物の範囲

- (1) 第1の1の取組を行う場合  
　種ばれいしょとする。
- (2) 第1の2、3及び4の取組を行う場合  
　種ばれいしょ及びばれいしょとする。

#### 2 成果目標

成果目標は、要領別表1に従って選択するものとし、成果目標等に基づくポイントの合計が10ポイント以上であることとする。

#### 3 目標年度

成果目標の目標年度は、事業実施年度の翌々年度とする。ただし、都道府県知事が必要と認める場合は、事業実施年度を含む5年までの範囲内で設定するものとする。

### 第4 補助対象経費、補助率等

本取組は、次の基準により補助する。

- 1 補助対象経費は、第1に掲げる施設等の整備に要する経費とし、工事費(製造請負工事費及び機械器具費を含む。)、実施設計費及び工事雑費とする。施設等の整備に伴う用地の買収若しくは賃借に要する経費又は補償費は、補助の対象外とする。
- 2 本事業で整備する施設等については、別記26別紙に定める施設等の補助対象基準を満たすものとする。
- 3 補助率は1/2以内とする。

- 4 第1の1の取組については、本要領別記様式第1号による事業実施計画を、別記6の取組で作成する種ばれいしょの生産・販売計画又は持続的種ばれいしょ生産体制確立計画に基づき作成するものとし、計画期間は、それぞれ事業実施年度を含む5年間又は3年間で設定する。
- 5 第1の2及び3の取組については、本要領別記様式第1号による事業実施計画を、別記5の取組で作成する種ばれいしょの生産・調達及びばれいしょ生産・販売計画又は革新的省力化作業体系導入計画に基づき作成するものとし、計画期間は、それぞれ事業実施年度を含む5年間又は3年間で設定する。
- 6 第1の4の取組については、本要領別記様式第1号による事業実施計画を作成し、これに事業実施年度を含む5年間の種ばれいしょ生産計画又はばれいしょ生産計画（品種、作付面積、生産量、販売先等）を添付するものとする。
- 7 補助対象とする事業費は、本事業の実施地域の実情に即した適正な現地実効価格により算定するものとし、事業の規模については、それぞれの目的に合致するものでなければならぬものとする。また、事業費の積算等については、「補助事業等の厳正かつ効率的な実施について」（平成19年9月21日付け19経第947号農林水産省大臣官房長通知）及び「過大積算等の不当事態の防止について」（昭和56年5月19日付け56経第897号農林水産大臣官房長通知）によるものとする。
- 8 事業で整備する施設等は、新品、新築又は新設のほか、既存の施設等の改修も対象にする。ただし、既存の施設等及び資材の有効利用並びに事業費の低減等の観点から、当該事業実施地区の実情に照らし適當な場合には、古品・古材若しくは間伐材の利用、増築・併設等、合体施行又は直営施行を推進するものとする。なお、原則として、この場合の古品及び古材については、新資材等と一体的な施工及び利用管理を行う上で不都合のない適正な耐用年数を有するものとする。

このほか、資材の選定に当たっては、森林・林業基本計画（令和3年6月15日閣議決定）の趣旨を踏まえた木材利用を考慮の上、適切な選定を行うものとする。
- 9 施設等の整備に対する交付については、既存施設の代替として、同種・同能力のものを再度整備すること（いわゆる更新）は、補助の対象外とするものとする。
- 10 施設等の新設に当たっては、既存施設の再編合理化を検討するものとする。
- 11 本事業の事務手続及び事業費の取扱いについては、「強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプの交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱いについて」（令和4年4月1日付け3新食農2088号、3農産第2897号、3畜産第1991号農林水産省総括審議官（新事業・食品産業）、農産局長、畜産局長通知（以下「事務取扱」という。））を準用するものとする。
- 12 地方農政局長等は、事業実施主体がその整備する施設等を適切に労働安全・衛生管理できる者であるとともに、最適な流通形態に対応していることを確認するものとする。
- 13 本事業により施設等を整備する場合にあっては、天災等により被災した際に円滑な施設の補修及び再取得が可能となるよう、国の共済制度（国の共済制度に加入できな

い場合にあっては、民間の建物共済や損害補償保険等（天災等に対する補償を必須とする。）に確実に加入するものとし、当該施設等の処分制限期間において加入が継続されるものとする。なお、事業実施主体は、本要領別記様式第5号に定める事業実施状況報告の提出に併せて、国の共済制度又は民間の保険等への加入状況が分かる資料の写しを提出するものとする。

14 成果目標の達成に必要な新用途への改修（耐震化工事、内部設備の撤去及び改修する中古施設（土地は含めないものとする。）の取得を含む。以下「改修等」という。）については、以下の条件を全て満たす場合に助成対象とすることができるものとする。

- (1) 同種・同規模・同能力の施設の新設価格及び耐用年数を勘案し、中古施設の改修等の方が経済的に優れていること。
- (2) 改修等を行う前の施設等の法定耐用年数が10年以上、かつ、内部施設の法定耐用年数以上であること。
- (3) 本事業により取得した財産の改修等を実施する場合は、あらかじめ「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準」（平成20年5月23日付け20 経第385号農林水産省大臣官房経理課長通知）により財産処分申請を行い、財産処分の承認を受けている、又は承認を受ける見込みであること。

15 保管施設等の整備等と一体的に行う包装・出荷施設の整備等については包装・出荷施設の規模及び能力の設定に当たり、あらかじめ、実需者からの需要量や産地からの原料供給見込み数量を把握し、これらに見合った適切な施設規模とする。

## 16 留意事項

- (1) 周辺環境への配慮施設等の整備に当たっては、環境汚染、騒音等の公害・衛生問題等に留意するものとする。
- (2) 周辺景観との調和施設等を整備する場合は、事業費の低減を図ることを基本としつつ、立地場所の選定や当該施設等のデザイン、塗装、事業名の表示等について、周辺景観との調和に十分配慮するものとする。
- (3) PFI法の活用

本事業により、地方公共団体が公益的施設を整備する場合は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）の活用に努めるものとする。

### (4) 管理運営

#### ア 管理運営

事業実施主体は、本事業により補助金を受けて整備した施設等を、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図ることで適正に管理運営するものとする。

#### イ 管理委託

施設等の管理は、原則として、事業実施主体が行うものとする。ただし、事業実施主体が施設等の管理運営を直接行い難い場合には、整備目的が確保される場

合に限り、実施地域に係る団体であって都道府県知事が適當と認める者に管理運営をさせることができるものとする。

#### ウ 指導監督

都道府県知事は、本事業の適正な推進が図られるよう、事業実施主体の代表者（事業実施主体がコンソーシアムの場合は施設等を整備又は管理運営する者。）に対し、適正な管理運営を指導するとともに、事業実施後の管理運営、利用状況及び事業効果の把握に努めるものとする。また、都道府県知事は、関係書類の整備、施設等の管理運営、処分等において適切な措置を講じるよう、指導監督するものとする。

#### エ 事業名等の表示

本事業により整備した施設等には、本事業名等を表示するものとする。

#### (5) G A Pへの対応

本事業において施設等を整備し、G A P認証を取得する場合にあっては、食品安全、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保する観点から、仕様や配置に十分に留意するものとする。

### 第5 実施基準

- 1 事業実施主体が既に終了しているものは、本事業の補助の対象外とする。
- 2 事業実施主体は、本事業の実施後においても第3の2の成果目標の達成に向けて、需要に応じた生産体制の構築に向けた取組を継続することとする。

別記 26 別紙 補助対象基準

施設等名	補助対象基準
種ばれいしょ保管施設等	<p>(施設等の整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・種ばれいしょの選別、保管、包装及び出荷のいずれかの機能を有する施設であること。</li> <li>・施設等の整備規模に対して過大な整備費用となっていないこと。</li> <li>・改修を行う場合は、改修前と比較して、保管可能量の増加等の機能向上となること。</li> </ul> <p>(施設等の運営)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設等への種ばれいしょの受入の方針を定めていること。</li> <li>・施設等に受け入れた種ばれいしょの保管・販売の方針を定めていること。</li> </ul>
ばれいしょ保管施設等	<p>(施設等の整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ばれいしょの選別、保管、包装及び出荷のいずれかの機能を有する施設であること。</li> <li>・施設等の整備規模に対して過大な整備費用となっていないこと。</li> <li>・改修を行う場合は、改修前と比較して、保管可能量の増加等の機能向上となること。</li> <li>・実需者が受益者であること。</li> </ul> <p>(施設等の運営)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設等へのばれいしょの受入の方針を定めていること。</li> <li>・施設等に受け入れたばれいしょの保管・販売の方針を定めていること。</li> </ul>
高温対策施設	<p>(施設等の整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設等の整備規模に対して過大な整備費用となっていないこと。</li> </ul> <p>(施設等の運営)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設等へのばれいしょの受入の方針を定めていること。</li> <li>・施設等に受け入れたばれいしょの保管・販売の方針を定めていること。</li> </ul>
小規模土地基盤整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村又は事業実施地区全体の土地基盤整備の計画に留</li> </ul>

	<p>意しつつ、事前に土地改良事業を実施する土地基盤関係部局との調整を十分に行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受益面積は、原則として1ヘクタール以上5ヘクタール未満とする。</li> <li>・地域の実情等に応じ、事業費の低減を図るため適切と認める場合には、直営施工を推進するものとする。</li> <li>・用地の買収若しくは賃借に要する費用又は補償費については、「土地改良事業に伴う用地等の取得及び損失補償要綱について」（昭和38年3月23日付け農地第251号（設）農林省農地局長通知）を準用するものとする。</li> <li>・科学的データに基づく土づくりの取組を実施する場合にあっては、土壤土層改良を実施できるものとする。</li> </ul>
ほ場整備	
暗きよ施工	
土壤土層改良	<ul style="list-style-type: none"> <li>・浅層排水、心土破碎、石れき除去、客土、心土肥培、混層耕等を実施できるものとする。</li> <li>・土壤土層改良と併せて行うことが技術的又は経済的に必要かつ妥当と認められるほ場整備（区画整理及びこれに付帯する事業をいう。）及び暗きよ施工を実施できるものとする。</li> </ul>